第30号様式（第24条関係）

記入例

請求日　令 和 4 年 7 月 1 日

北谷町長　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【　令和４年４月～令和４年６月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、北谷町内に居住していることを北谷町が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを北谷町が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況を北谷町が対象施設に確認すること。

4．課税状況を北谷町が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	チャタン　タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和６０年　10　月　1　日
氏　名	北谷　太郎　印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	北谷町字〇〇1234 電話：000-0000-0000

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定区分	☑ 第2号　☐ 第3号	認定番号	000000000000
生年月日	平成　30　年　4　月　2　日	フリガナ	チャタン　ハナコ
R4年4月1日～R4年6月30日の間の住所 ☑ 現住所のとおり　☐ 転入した　☐ 転出した		氏　名	北谷　花子
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年　月　日	

3．償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名		預金種目	☑ 普通　☐ 当座
北谷　(銀行)・信用金庫・農協・信用組合	北谷　(支店)・出張所	口座番号	0 0 0 0 0 0 0
		口座名義(カタカナ)	チヤタン　タロウ

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	〇〇ホイクエン	所在地	〒 000-0000 北谷町字〇〇111-1 電話：000-0000
	施設・事業名	〇〇保育園		
	契約している利用料※1	☑ 月額　30,000　円　☐ 日額　　円　☐ 時間額　　円		
②	フリガナ	〇〇ショウニカ	所在地	〒 000-0000 沖縄市〇〇1234 電話：111-1111
	施設・事業名	〇〇小児科		
	契約している利用料※1	☐ 月額　　円　☑ 日額　1,500　円　☐ 時間額　　円		
③	フリガナ	〇〇ファミサポ	所在地	〒 000-0000 北谷町字〇〇123-4 電話：
	施設・事業名	〇〇ファミサポ		
	契約している利用料※1	☐ 月額　　円　☐ 日額　　円　☑ 時間額　600　円		

（表）　　<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　　円 □ 日額　　円 □ 時間額　　円		

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
R４年４月	30,000 円	3,000 円	33,000 円	37,000 円	33,000 円
R４年５月	30,000 円	9,000 円	39,000 円	37,000 円	37,000 円
R４年６月	30,000 円	0 円	30,000 円	37,000 円	30,000 円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい(小数点以下切り捨て)。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

（裏）